

議案第 4 8 号

東郷町下水道条例の一部改正について

東郷町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 6 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、下水道使用料の受益者負担の適正化を図る等のため必要があるからである。

東郷町下水道条例の一部を改正する条例

東郷町下水道条例（平成８年東郷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項第１０号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第１７条関係）

単位（使用月）

| 基本使用料 | 従量使用料                       |                 |
|-------|-----------------------------|-----------------|
|       | 排出量                         | 使用料（１立方メートルにつき） |
| ９７０円  | １０立方メートルまで                  | ２０円             |
|       | １０立方メートルを超え２０立方メートルまで       | １２０円            |
|       | ２０立方メートルを超え３０立方メートルまで       | １３０円            |
|       | ３０立方メートルを超え４０立方メートルまで       | １５０円            |
|       | ４０立方メートルを超え５０立方メートルまで       | １７０円            |
|       | ５０立方メートルを超え８０立方メートルまで       | ２１０円            |
|       | ８０立方メートルを超え１００立方メートルまで      | ２２０円            |
|       | １００立方メートルを超え５００立方メートルまで     | ２３５円            |
|       | ５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまで   | ２５０円            |
|       | １，０００立方メートルを超え１，５００立方メートルまで | ２７０円            |

|  |                         |       |
|--|-------------------------|-------|
|  | 1, 500 立方メートルを超える<br>もの | 290 円 |
|--|-------------------------|-------|

# 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に排除される汚水に係る使用料の算定から適用し、施行日前に排除された汚水に係る使用料の算定は、なお従前の例による。
- 3 使用料の算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用期間の使用水量に係る使用料は、その使用期間各日の使用水量を均等とみなし、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）の一部改正及び下水道使用料の受益者負担の適正化を図るため必要があるからである。

### 2 改正内容

- (1) 除害施設の設置等に関する排水基準の用語を改めること。（第１０条関係）
- (2) 下水道使用料を次のように見直すこと。（別表関係）

| 区分                    |                             | 改定後  | 改定前  |
|-----------------------|-----------------------------|------|------|
| 基本使用料                 |                             | ９７０円 | ８００円 |
| 従量使用料<br>（１立方メートルにつき） | １０立方メートルまで                  | ２０円  | １０円  |
|                       | １０立方メートルを超え２０立方メートルまで       | １２０円 | ９０円  |
|                       | ２０立方メートルを超え３０立方メートルまで       | １３０円 | １００円 |
|                       | ３０立方メートルを超え４０立方メートルまで       | １５０円 | １２０円 |
|                       | ４０立方メートルを超え５０立方メートルまで       | １７０円 | １４０円 |
|                       | ５０立方メートルを超え８０立方メートルまで       | ２１０円 | １８０円 |
|                       | ８０立方メートルを超え１００立方メートルまで      | ２２０円 | ２００円 |
|                       | １００立方メートルを超え５００立方メートルまで     | ２３５円 | ２２０円 |
|                       | ５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまで   | ２５０円 | ２４０円 |
|                       | １，０００立方メートルを超え１，５００立方メートルまで | ２７０円 | ２６０円 |
|                       | １，５００立方メートルを超えるもの           | ２９０円 | ２８０円 |

### 3 施行期日等

- (1) 令和７年４月１日から施行すること。
- (2) ２(2)の規定について、施行日以後に排除される汚水に係る使用料の算定から適用し、施行日前に排除された汚水に係る使用料の算定は、なお従前の例によること。